

福岡県公報

平成二十二年六月二十八日
第三千二百二十八号
増刊 ①

目次

条 例(第十八号・第二十三号)

福岡県職員の育児休業等に関する条例及び福岡県職員の勤務時間、

休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(人事課)

……………二

福岡県税条例の一部を改正する条例

(税務課)

……………三

地方自治法第八条第二項の規定による町としての要件に関する条例

(市町村支援課)

……………五

福岡県市町村合併推進審議会条例を廃止する条例

(市町村支援課)

……………六

福岡県立勤労青少年文化センター条例の一部を改正する条例

(労働政策課)

……………六

福岡県土壤汚染対策法関係手数料条例の一部を改正する条例

(環境保全課)

……………八

公布された条例のあらまし

福岡県職員の育児休業等に関する条例及び福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律及び国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の制定による地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十二年六月三十日から施行することとした。

福岡県税条例の一部を改正する条例

(総務部税務課)

1 地方税法等の一部を改正する法律の制定に伴い、法人の県民税及び事業税における清算所得課税の廃止並びに県たばこ税の税率の引上げを行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十二年十月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

地方自治法第八条第二項の規定による町としての要件に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

(企画・地域振興部市町村支援課)

1 市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

福岡県市町村合併推進審議会条例を廃止する条例

(企画・地域振興部市町村支援課)

1 市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律の制定により、都道府県が設置する市町村合併推進審議会に係る規定が削られたことに伴い、当該規定に基づき設置した福岡県市町村合併推進審議会を廃止することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

福岡県立勤労青少年文化センター条例の一部を改正する条例

(福祉労働部労働政策課)

1 福岡県立北九州勤労青少年文化センターの指定管理者の創意工夫による自助努力を促進させ、利用者に対するサービスの向上を図るため、利用料金制を導入することに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十三年四月一日から施行することとした。

福岡県土壤汚染対策法関係手数料条例の一部を改正する条例

(環境部環境保全課)

1 土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の制定等に伴い、土壤の汚染状態が基準に適合する旨の認定の申請に対する審査等の手数料について定めることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条例

福岡県職員の育児休業等に関する条例及び福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年六月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第十八号

福岡県職員の育児休業等に関する条例及び福岡県職員の勤務時間、休暇等

に関する条例の一部を改正する条例

(福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県職員の育児休業等に関する条例(平成四年福岡県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号及び第六号を削り、同条の次に次の一条を加える。

(育児休業法第二条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第二条の二 育児休業法第二条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、五十七日間とする。

第三条の見出しを「育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情」に改め、同条第一号中「第五条第二号に掲げる」を「第五条に規定する」に、「同号」を「同条」に改め、第四号中「当該育児休業をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)」が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと(当該職員)を「三月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員)に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際

育児休業」に改め、第五号中「再度の」を削る。

第五条を次のように改める。

(育児休業の承認の取消事由)

第五条 育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとす

る。

第十条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号及び第六号を削る。

第十一条第一号中「育児短時間勤務」を「育児短時間勤務(育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)」に、「第十四条第二号」を「第十四条第一号」に改め、第四号中「第十四条第三号」を「第十四条第二号」に改め、第五号中「当該育児短時間勤務をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)」が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと(当該職員)を「三月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員)に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児短時間勤務」に改める。

第十四条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第二十二條を次のように改める。

(部分休業をすることができない職員)

第二十二條 育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

第二十三條中「部分休業」を「部分休業(育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)」に改める。

(福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第二条 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成十年福岡県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第九条の三第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に改め、「(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)」及び「(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 任命権者は、三歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第九条第二項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

附則

この条例は、平成二十二年六月三十日から施行する。

福岡県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年六月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第十九号

福岡県条例の一部を改正する条例

福岡県条例（昭和二十五年福岡県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条の十に次の一項を加える。

4 知事は、前項に規定する交付時期において、交付することができなかった金額がある場合又は交付すべき額を超えて交付した金額がある場合は、当該金額を、当該金額があることが判明した日以後最初に到来する交付時期において交付すべき徴収取扱費の額に加算し、又はこれから減額する。

第二十条の十二第二項中「同項第一号の二」を「同項第二号」に、「同項第一号の三」を「同項第三号」に改め、「同項第二号の均等割額の算定期間」を削り、「同項第三号」を「同項第四号」に改める。

第二十条の十三中「第五項、第二十四項、第二十七項及び第二十八項」を「第十九項、第二十二項及び第二十三項」に改める。

第二十条の十三の二第一項中「第五項（法人税法第百二条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人に係るものに限る。）、第二十七項又は第二十八項」を「第二十二項又は第二十三項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 法人税法第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出

する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）の各事業年度又は各連結事業年度の開始の日前に開始した事業年度又は連結事業年度（当該各事業年度又は当該各連結事業年度の終了の日以前に行われた当該法人を合併法人とする適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日前に開始した事業年度又は連結事業年度を含む。）の法人税割につき知事が法人税に関する法律の規定によつて更正された法人税額又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて法第五十五条第一項又は第三項の規定によつて更正をした場合において、当該更正につき法第五十三条第三十五項の規定の適用があつたときは、当該更正に係る同項に規定する仮装経理法人税割額（既に法第五十三条第三十六項又は第三十九項の規定により還付すべきこととなつた金額及びこの項の規定により控除された金額を除く。）は、当該各事業年度又は当該各連結事業年度（当該更正の日（当該更正が当該各事業年度又は当該各連結事業年度の終了の日前に行われた当該法人を合併法人とする適格合併に係る被合併法人の当該合併の日前に開始した事業年度又は連結事業年度の日）以後に終了する事業年度又は連結事業年度に限る。）の法人税割額から控除する。

第二十条の十三の二第三項中「同法第七十四条第一項、同法第百二条第一項若しくは同法第百四条第一項」を「若しくは同法第七十四条第一項」に、「第五項、第二十七項又は第二十八項」を「第二十二項又は第二十三項」に改める。

第二十条の十四の二第一項第一号八中「及び清算所得」を削り、同条第二項中「同号八の清算所得は同条第四項の規定により、前項第二号の各特定信託の各計算期間の所得は同条第六項の規定により、」を削り、「第三号」を「第一号」に改める。

第二十条の十五第二項中「に規定する事業とその他の事業とを併せて行つ法人、同項第三号」を削る。

第二十条の十七第一項第一号八中「又は清算所得」を削り、同号八の表中「及び清算所得」を削り、同項第二号中「又は清算所得」を削り、同号の表中「及び清算所得」を削り、同項第三号中「又は清算所得」を削り、同号の表並びに同条第三項第一号八、第二号及び第三号中「及び清算所得」を削る。

第二十条の十八の二中「若しくは」を「又は」に改め、「又は清算所得に係る所得割

」を削り、同条第一号中「法第七十二条の二十五第二項又は」を「法第七十二条の二十五第一項又は」に改め、同条第二号中「又は計算期間」を削り、同条第三号中「法第七十二条の二十九第一項」の下に「（法第七十二条の三十第一項の規定により読み替える場合を含む。）」を加え、「（当該期間内に残余財産の最後の分配が行なわれるときは、その行なわれる日の前日まで。）」を削り、同条第四号を次のように改める。

四 法第七十二条の二十九第三項（法第七十二条の三十第一項の規定により読み替える場合を含む。）の規定によつて申告納付すべき法人にあつては、当該法人の当該事業年度終了の日から一月以内（当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる日の前日まで。）

第二十条の十八の二第五号を削る。

第二十条の四十中「千七十四円」を「千五百四円」に改める。

付則第七条の二中「及び清算所得」を削る。

付則第七条の二の二中「及び同日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）」を削る。

付則第七条の七中「本条において「中間申告納付」を「この条において「中間申告納付」」に改め、「又は法第七十二条の二十九第一項の規定による申告納付（以下本条において「清算事業年度予納申告納付」という。）に係る期限と当該清算事業年度予納申告納付に係る法第七十二条の三十一第一項の規定による申告納付に係る期限とが同一の日となる場合」、「及び法第七十二条の二十九第一項」及び「又は当該清算事業年度予納申告納付」を削る。

付則第九条の二中「五百十一円」を「七百十六円」に改める。

付則第十六条中「及び同期間内における解散による清算所得に対する法人税額に係る法人税割」を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十二年十月一日から施行する。

（法人の県民税に関する経過措置）

第二条 この条例による改正後の福岡県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、平成二十二年十月一日以後に合併、分割、現物出資若しくは現物分配（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号。以下「所得税法等改正法」という。）第二条の規定による改正後の法人税法（昭和四十年法律第三十四号。以下「十月新法人税法」という。）第二条第十二号の六に規定する現物分配をいい、残余財産の分配にあつては同日以後の解散によるものに限る。）が行われる場合、同日以後に解散（合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。）若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散した法人の残余財産が確定する場合における各事業年度分の法人の県民税及び各連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に合併、分割、現物出資若しくは事後設立（所得税法等改正法第二条の規定による改正前の法人税法（以下「十月旧法人税法」という。）第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。）が行われた場合又は同日前に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の県民税及び各連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（法人の事業税に関する経過措置）

第三条 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成二十二年十月一日以後に合併、分割、現物出資若しくは現物分配（十月新法人税法第十二号の六に規定する現物分配をいい、残余財産の分配にあつては同日以後の解散によるものに限る。）が行われる場合、同日以後に解散（合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。）若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散した法人の残余財産が確定する場合における各事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に合併、分割、現物出資又は事後設立（十月旧法人税法第十二号の六に規定する事後設立をいう。）が行われた場合における各事業年度に係る法人の事業税及び同日前の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）

第四条 平成二十二年十月一日（次項及び第三項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

2 指定日前に福岡県税条例第二十条の三十七第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し

若しくは消費等（同条例第二十条の四十一第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新

条例第二十条の三十七第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第七項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第三十八条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により県たばこ税を課する。

- 一 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 千本につき四百三十円
- 二 新条例付則第九条の二に規定する紙巻たばこ 千本につき二百五十円

3 前項に規定する者は、同項の規定により売り渡したものとみなされる当該製造たばこの貯蔵場所又は当該製造たばこを直接管理する小売販売業者の営業所ごとに、施行規則で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して一月以内に、知事に提出しなければならない。

- 一 所持する製造たばこの区分（たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第二条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。）及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数
- 二 前号の本数により算出した前項の規定による県たばこ税額
- 三 その他参考となるべき事項

4 第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）附則第十二条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第三十八条第一項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出し、受理されたときは、当該申告書は、知事に提出されたものとみなす。

5 第三項の規定による申告書を提出した者は、平成二十三年三月三十一日までに、当

該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

6 第二項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第二十条の三十九第二項中「前項」とあるのは「福岡県税条例の一部を改正する条例（平成二十二年福岡県条例第 号）附則第四条第二項」と読み替えて、新条例の規定中県たばこ税に関する部分（新条例第二十条の四十一、第二十条の四十三、第二十条の四十四及び第二十条の四十五の規定を除く。）を適用する。

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、新条例第二十条の四十四の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第二十条の四十三第一項から第四項までの規定により知事に提出すべき申告書には、施行規則で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

地方自治法第八条第二項の規定による町としての要件に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年六月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第二十号

地方自治法第八条第二項の規定による町としての要件に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法第八条第二項の規定による町としての要件に関する条例の特例に関する条例（平成十六年福岡県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）及び市町村の合併の特例に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に改める。

附則
この条例は、公布の日から施行する。

福岡県市町村合併推進審議会条例を廃止する条例をここに公布する。
平成二十二年六月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第二十一号

福岡県市町村合併推進審議会条例を廃止する条例

福岡県市町村合併推進審議会条例（平成十七年福岡県条例第四十五号）は、廃止する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県立勤労青少年文化センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年六月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第二十二号

福岡県立勤労青少年文化センター条例の一部を改正する条例

福岡県立勤労青少年文化センター条例（昭和四十八年福岡県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「指定管理者」との下に、「第六条第一号中「使用料」とあるのは「利用料金」とを加える。

第三条及び第四条を削る。

第五条中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条を第三号とする。

第六条を第四条とし、第七条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。
(利用料金)

第六条 指定管理者は、この条例の定めるところにより、利用料金の設定をするものとする。

2 指定管理者は、利用料金を定める場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 利用料金は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。

4 知事は、第二項の承認をしたときは、速やかに当該利用料金を公示するものとする。

5 指定管理者は、前各項の規定により承認を受けたときは、当該利用料金をその収入として収受するものとする。

6 指定管理者が利用料金の設定をしたときは、センターを利用する者は、利用料金を納付しなければならない。

7 指定管理者は、規則で定める場合に該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

8 既納の利用料金は、還付しない。ただし、規則で定める場合に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

別表を次のように改める。

別表（第六条関係）

一 小ホール

区分	平日	土・日・休
午前九時から 正午まで	六、四一〇円	七、六九〇円
午後一時から 午後五時まで	九、六一〇円	一一、五四〇円
午後六時から 午後九時まで	九、六一〇円	一一、五四〇円
午前九時から 午後五時まで	一六、〇二〇円	一九、二三〇円
午後一時から 午後九時まで	一九、二二〇円	二三、〇八〇円
午前九時から 午後九時まで	二五、六三〇円	三〇、七七〇円

二 本館各施設

区分	第一会議室	展示ホール
午前九時から 正午まで	五三〇円	一一、三〇〇円
午後一時から 午後五時まで	七九〇円	三、四六〇円
午後六時から 午後九時まで	七九〇円	三、四六〇円
午前九時から 午後五時まで	一、三三〇円	五、七七〇円
午後一時から 午後九時まで	一、五八〇円	六、九二〇円
午前九時から 午後九時まで	二、一一〇円	九、一三〇円

個人利用

設 各 他 の 所 施 施 施 日 休 日 土 日 平日	場 競 技			区 分
	休 日	土 日	平日	
七〇〇円	五、〇四〇円	四、〇九〇円	正午まで	午前九時から 正午まで
一、〇六〇円	六、七二〇円	五、四六〇円	午後五時まで	午後一時から 午後五時まで
一、〇六〇円	六、七二〇円	五、四六〇円	午後九時まで	午後六時から 午後九時まで
一、七六〇円	一、七六〇円	九、五五〇円	午後五時まで	午前九時から 午後五時まで
二、二二〇円	二、二二〇円	一〇、九二〇円	午後九時まで	午後一時から 午後九時まで
二、八二〇円	二、八二〇円	一五、〇一〇円	午後九時まで	午前九時から 午後九時まで

三 体育館
イ 占用利用

和 室	茶 室	写 真 室	音 楽 室	美 術 室	第 二 研 修 室	第 一 研 修 室	第 三 会 議 室	第 二 会 議 室
五三〇円	三五〇円	一、二四〇円	一、二四〇円	一、四二〇円	一、四二〇円	一、七八〇円	五三〇円	七二〇円
七九〇円	五三〇円	一、八六〇円	一、八六〇円	二、一三〇円	二、一三〇円	二、六七〇円	七九〇円	一、〇六〇円
七九〇円	五三〇円	一、八六〇円	一、八六〇円	二、一三〇円	二、一三〇円	二、六七〇円	七九〇円	一、〇六〇円
一、三三〇円	八八〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、五五〇円	三、五五〇円	四、四五〇円	一、三三〇円	一、七七〇円
一、五八〇円	一、〇六〇円	三、七二〇円	三、七二〇円	四、二六〇円	四、二六〇円	五、三四〇円	一、五八〇円	二、二二〇円
二、二二〇円	一、四二〇円	四、九六〇円	四、九六〇円	五、六八〇円	五、六八〇円	七、二二〇円	二、二二〇円	二、八二〇円

備考

一 小ホール利用者が利用の際、第三者から入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合、その他規則で定める場合の額は、この表に定める額に百分の百五十を乗じて得た額とする。

占 用 利 用	回 数 券			普 通 券			区 分	料 金 (二 時 間 以 内)
	小 学 生	勤 労 青 少 年 ・ 生 徒	一 般	小 学 生	勤 労 青 少 年 ・ 生 徒	一 般		
一 面 一 回	八二〇円	一、一七〇円	一、二五〇円	九〇〇円	一、三〇〇円	一、五〇〇円		

五 庭球場

回 数 券	普 通 券						区 分	基 本 料 金 (二 時 間 以 内)	超 過 料 金 (三 十 分 以 内)
	小 学 生	勤 労 青 少 年 ・ 生 徒	一 般	小 学 生	勤 労 青 少 年 ・ 生 徒	一 般			
一〇回分	六三〇円	一、〇八〇円	一、五三〇円	六〇〇円	一、一〇〇円	二二〇円			
一人につき	七〇〇円	一、〇〇円	一、一〇〇円	七〇〇円	一、一〇〇円	三〇〇円			
一人につき	六〇〇円	一、〇〇円	一、一〇〇円	七〇〇円	一、一〇〇円	六〇〇円			

四 プール

区 分	体 育 館	小 ・ 中 学 生	高 校 生 ・ 勤 労 青 少 年	一 般
二 時 間 に つ き	五〇〇円	七〇〇円	二二〇円	

- 二 この表に掲げる利用時間を超えてセンターを利用する場合、小ホールの利用者が練習準備等のために小ホールを利用する場合及び体育館の一部を占用利用する場合の額は、この表に定める額を基準として規則で定める。
- 三 この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、規則で定める。
- 四 利用者が利用の際特別な設備を設置した場合は規則で定めるところにより、電気、水道又はガスの使用料金の実質に相当する額を基本額に加算して徴収する。

五 「土・日・休日」とは、土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する「休日」を、「平日」とは、これら以外の日をいう。

六 「占用利用」とは、競技大会、練習会等において、センターの施設を独占的に利用する場合を、「個人利用」とは、占用利用以外の場合をいう。

七 「小・中学生」とは小学校児童及び中学校又は中等教育学校の前期課程に在籍する生徒を、「高校生」とは高等学校又は中等教育学校の後期課程に在籍する生徒を、「勤労青少年」とは規則で定めるところにより就労している旨の証明を受けた者をいい、「一般」とは小・中学生、高校生及び勤労青少年以外の者を、「生徒」とは中学生、高等学校又は中等教育学校の生徒をいう。

八 回数券による利用は、一日一回に限るものとし、その利用時間は二時間を超えることができないものとする。

九 「団体」とは、責任ある代表者に引率された三十人以上の集団をいう。

附則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

福岡県土壌汚染対策法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年六月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第二十三号

福岡県土壌汚染対策法関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県土壌汚染対策法関係手数料条例（平成二十一年福岡県条例第五十三号）の一部

を次のように改正する。

別表中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、第二項の前に次の一項を加える。

一	法第十六条第一項の規定による土壌の汚染状態が基準に適合する旨の認定の申請に対する審査	土壌基準適合認定申請手数料	七、四〇〇円	申請のとき
---	--	---------------	--------	-------

別表に次のように加える。

五	土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三条第三項の規定による土壌汚染のおそれがある特定有害物質の種類通知の申請に対する審査	特定有害物質種類通知申請手数料	七、四〇〇円	申請のとき
六	汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号。以下「省令」という。）第十四条第一項の規定による汚染土壌処理業許可証の書換え	汚染土壌処理業許可証書換え手数料	二、〇〇〇円	申請のとき
七	省令第十四条第二項の規定による汚染土壌処理業許可証の再交付	汚染土壌処理業許可証再交付手数料	二、九〇〇円	申請のとき

附則

この条例は、公布の日から施行する。